

**会津若松市介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和3年10月施行版)**

総合事業については、市町村によってサービスコード、基準等が異なります。

会津若松市内の事業所が他市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く）に対してサービスを提供する場合は、当該市町村の基準等により、当該市町村の設定するサービスコードを使用します。

逆に、会津若松市外の事業所が会津若松市の被保険者（住所地特例対象者を除く）に対してサービスを提供する場合は、会津若松市の基準により、会津若松市が設定したサービスコードを使用します。

訪問型サービス

1. 訪問型サービス（相当）サービスコード表（令和3年10月1日以降）

令和3年10月1日以降に訪問型サービス（従前の介護予防訪問介護に相当するサービス）を提供する場合に使用します。

（サービス種類コード：A2）

2. 訪問型サービス（緩和）サービスコード表（令和3年10月1日以降）

令和3年10月1日以降に訪問型サービス（緩和した基準によるサービス）を提供する場合に使用します。

（サービス種類コード：A2）

通所型サービス

3. 通所型サービス（相当）サービスコード表（令和3年10月1日以降）

令和3年10月1日以降に通所型サービス（従前の介護予防通所介護に相当するサービス）を提供する場合に使用します。

（サービス種類コード：A6）

4. 通所型サービス（緩和）サービスコード表（令和3年10月1日以降）

令和3年10月1日以降に通所型サービス（緩和した基準によるサービス）を提供する場合に使用します。

（サービス種類コード：A6）

介護予防ケアマネジメント

5. 介護予防ケアマネジメントサービスコード表（サービス種類コード：AF）

※ 予防給付のサービスを利用する場合は、従来の介護予防サービス計画になりますので、「介護予防支援サービスコード」を使用します。